

Title	民営化の準備過程における信託公社の活動と役割
Sub Title	The Activities and the Role of the Treuhandanstalt in the Preparation Process for the Privatization
Author	前田, 淳(Maeda, Jun)
Publisher	
Publication year	1996
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.39, No.1 (1996. 4) ,p.1-
JaLC DOI	
Abstract	信託公社の解体直後,1995年1月1日,同運営評議会議長(Vorsitzender des Treuhandanstaltsverwaltungsrat)マンフレッド・レーニングス(Manfred Lennings)は,「東独はヨーロッパ有数の成長地域に数えられるであろう」と述べ,信託公社の4年半に及ぶ業績を最大限に自負した。さらに,「『かつての手を焼かせる子供』であった東独工業は1995年も昨年同様,20%の高い成長率を示すであろうし,そのことで旧東独時代の生産水準に到達するであろう」(傍点は引用者)と
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19960400-00698116">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19960400-00698116</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 民営化の準備過程における 信託公社の活動と役割

前田 淳

### 〈要 約〉

信託公社の解体直後、1995年1月1日、同運営評議会議長（Vorsitzender des Treuhandanstaltsverwaltungsrat）マンフレッド・レーニングス（Manfred Lennings）は、「東独はヨーロッパ有数の成長地域に数えられるであろう<sup>1)</sup>」と述べ、信託公社の4年半に及ぶ業績を最大限に自負した。さらに、『かつての手を焼かせる子供』であった東独工業は1995年も昨年同様、20%の高い成長率を示すであろうし、そのことで旧東独時代の生産水準に到達するであろう<sup>2)</sup>（傍点は引用者）と付言している。しかし、彼の主張を冷静に判断するならば、信託公社が1990年6月17日、旧東独で産声を上げ、1994年12月31日、その任務を終了し、解体されるまで、旧西独連邦政府、企業、就中、銀行の全面的バックアップを受容したにもかかわらず、4年半の時間を消費しても尚、旧東独の経済水準には到達しえなかったことになる。我々はこの客観的事実を率直に認識すると同時に、その過程及び東独地域経済の苦境の原因の究明を分析の目的として措定する。特に本稿では、信託公社の中核業務である民営化の準備過程——1990年代——に注目し、同過程整備の方法及び特質を詳らかに考察し、その論点を明確にした。その際、通貨同盟締結が同過程に多大なるインパクトを与えている点を強調した。具体的には、信託公社による(1)人民所有企業から資本会社への転換業務、(2)通貨同盟締結を直接的契機とする財務的支援、(3)取締役会・監査役会の設置の3点を中心に検討した。(2)に関しては、さらに第3階梯に分割し、各々の内実と意義を明確にした。(3)については、両機関の機能を支援する意味での経営コンサルティング会社と銀行の役割と重要性も同時に強調した。

### 〈キーワード〉

信託公社、民営化、信託法、転換法、コンビナート、通貨同盟、両独間の通貨・経済・社会同盟創設に関する条約、人民所有企業、資本会社、流動性融資、旧債務に対する利子引き受け、二次的債務、グローバル保証、個別保証、旧人民所有企業の旧債務免除措置に関する法令、DM開始貸借対照表、企業計画案、調整請求、調整債務、資金減価勘定、DM開始貸借対照表と資本金の新設定に関する法律、取締役会、監査役会、信託公社管理下企業の取締役公募に関する法律、刷新、経営コンサルタント会社、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コムツ銀行

### 1. 問題の所在

「人民所有資産の民営化と再組織に関する法律（Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des

1) 2) Handelsblatt vom 2.1. 1995.

volkseigenen Vermögens)」(1990年6月17日),いわゆる信託法において、「信託公社は、当法律により、人民所有経済の登録簿に記載されたコンビナート、企業、施設、さらにその他の法的に独立した経済単位の転換後存在する、或いは当法律の発効以前すでに存在する資本会社の所有者となる<sup>3)</sup>」と明記されたことで、信託公社は資本会社の管理権のみならず処分権をも行使しうる所有者たる地位を確保した。つまり、この時点で信託公社は、8000の工業企業と45000工場(Betriebsstätten)、さらに62000km<sup>2</sup>(=旧東独全面積の57%)の所有者となったのである<sup>4)</sup>。

所有者たる信託公社が先ず以って着手したのが民営化業務である。信託公社の中核業務を民営化と規定した法的根拠が、信託法の「信託公社は社会的市場経済の原則に従い、人民所有資産の民営化とその活用に奉仕する<sup>5)</sup>」であり、「人民所有資産は民営化されねばならない<sup>6)</sup>」であることは言うまでもない。また信託公社の「業務政策方針(Leitlinien der Geschäftspolitik)」(1990年10月)の「信託公社による民営化が企業及び企業部分の刷新(Sanierung)に優先する<sup>7)</sup>」、或いは「民営化は刷新の最良の形態である<sup>8)</sup>」との記述、さらには、「企業民営化の方針(Richtlinie für die Privatisierung von Betrieben)」(1990年10月23日)の、「民営化は刷新に優先する。刷新は購入希望者の企業選別の際歴然たる必要性が生じる時にのみ予定される<sup>9)</sup>」との指摘は、信託公社の中核業務が民営化に他ならないことを如実に示している。また、民営化業務を「円滑」に推進していくためには、信託公社による準備作業が必要不可欠となる。

そこで民営化のための準備段階を時系列的に順次検討していくが、何よりも先ず、次の点への留意を喚起したい。すなわち、当準備段階において、同時平行的に通貨同盟が締結された処に、体制転換における最大のドイツ的特質が露呈している点である。つまり、当段階において、信託公社は、通貨同盟締結を直接的動機とする、企業の資金流動性確保、旧債務免除、保証供与等のいわゆる「緊急的特殊要因的措置」と、人民所有企業から資本会社への転換業、各企業内部での取締役会・監査役会の設置等のいわゆる「民営化実践のための一般的措置」を同時に遂行することを余儀なくされた点である。

3) § 1 Abs. 4. Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz): in Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Berlin, den 22. Juni 1990, S. 300. ただし、以下の注において当法律は THG の簡略表示を、さらに Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik は GBl. DDR の簡略表示を利用する。

4) Christa Müller, Sanierung und Aufbau der ostdeutschen Industrie: Die Verantwortung der Treuhandanstalt, 1992, S. 4.

5) § 2 Abs. 1. THG, a. a. O., S. 301.

6) § 1 Abs. 1. THG, a. a. O., S. 300.

7) 8) Treuhandanstalt, Fragen und Antworten zur Privatisierung ehemaligen Volksmögens in den neuen Bundesländern, S. 4.

9) Treuhandanstalt, Organisationshandbuch, Ordnungs-Nr. 3.1.1, Stand 2.91, S. 1.

## 2. 信託公社による企業所有の転換業務

「1990年3月から同年夏にかけて、信託公社の責任の下、数千の旧人民所有企業が企業として設立され、商業登記簿に登録された<sup>10)</sup>」(傍点は引用者)との記述からも明白であるが、ハンス・モドロー(Hans Modrow)政権下で成立した、「人民所有コンビナート・企業・諸機関の資本会社への転換に関する法令(Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften)」(1990年3月1日)、いわゆる転換法においてすでに、「企業は有限会社、或いは株式会社に転換されなければならない<sup>11)</sup>」と規定されており、当条文に基づき1990年6月末、すなわち信託法発効前までに3600のコンビナートと企業の資本会社への転換が完了していた<sup>12)</sup>。引き続き、信託法の発効(1990年7月1日)に伴ない、つまり、「1990年7月1日までに資本会社に転換されていない第1条第4項に記載された経済単位は以下の規定に基づき資本会社に転換されなければならない。人民所有コンビナートは株式会社に、コンビナート企業と他の経済単位は資本会社、就中有限会社に転換される<sup>13)</sup>」との条文を法律的根拠とし、まさに「1990年7月1日、一夜にしてコンビナートから資本会社が誕生した<sup>14)</sup>」のである。これは同時に、図1で示された旧東独時代の経済管理構造の瓦解、図2の閣僚評議会を頂点とし、各工業省直属のコンビナート構造の解体、さらに、表1で具体的に示された、石炭エネルギー省直属の23コンビナート、採鉱・金属・カリ省直属の8コンビナート、化学工業省直属の17コンビナート、電子技術とエレクトロニクス省直属の15コンビナート、重機械・設備製造省直属の11コンビナート、工作・加工機械工業省直属の7コンビナート、軽工業省直属の14コンビナート、一般機械・農業機械・車両工業省直属の8コンビナート、県管理下の工業及び食品工業省直属の16コンビナート、ガラス及び窯業省直属の7コンビナート、地質省直属の3コンビナート、さらに建設省直属の21コンビナートと各省所属人民所有企業総数2448(その所属従業員総数269万1793名を含む)の解体を意味する。かくて、転換法並びに信託法に基づく転換業務は、信託公社の責任下で遂行されると規定されたものの、信託公社の政策的意図は全く反映されていない。従って、当業務は、信託公社による経営存続能力を持ちうる企業規模並びに企業構造の人為的創出なる経営的視点を全く挟む余地の無い、技術的、法律的機械的行為に他ならない。

10) Treuhandanstalt, Entschlossen Sanieren Die Rolle der Treuhandanstalt beim Umstrukturierungsprozeß in den neuen Bundesländern, Mai 1992, S. 5.

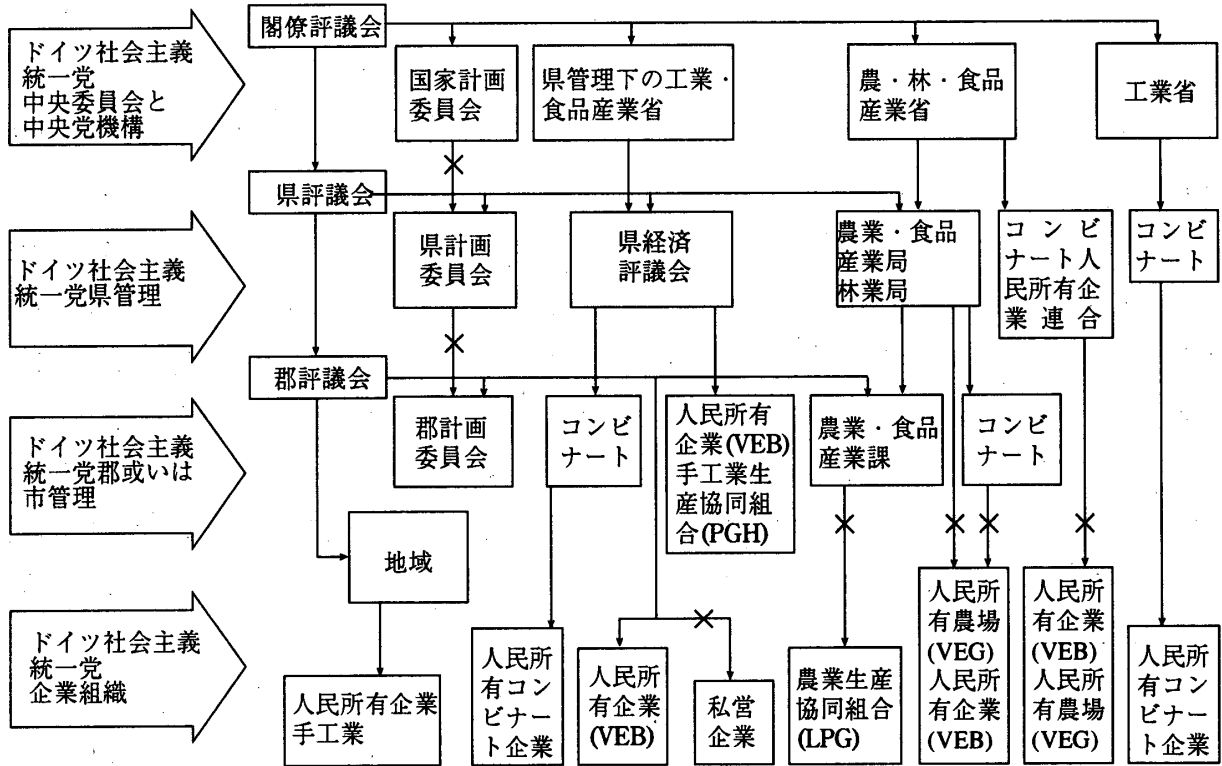
11) § 2 Abs. 1. Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften: in GBl. DDR, Berlin, den 8. März 1990, S. 107.

12) Birgit Breuel, Treuhand intern, 1993, S. 93.

13) § 11 Abs. 1. THG, a. a. O., S. 302.

14) Birgit Breuel, a. a. O., S. 59.

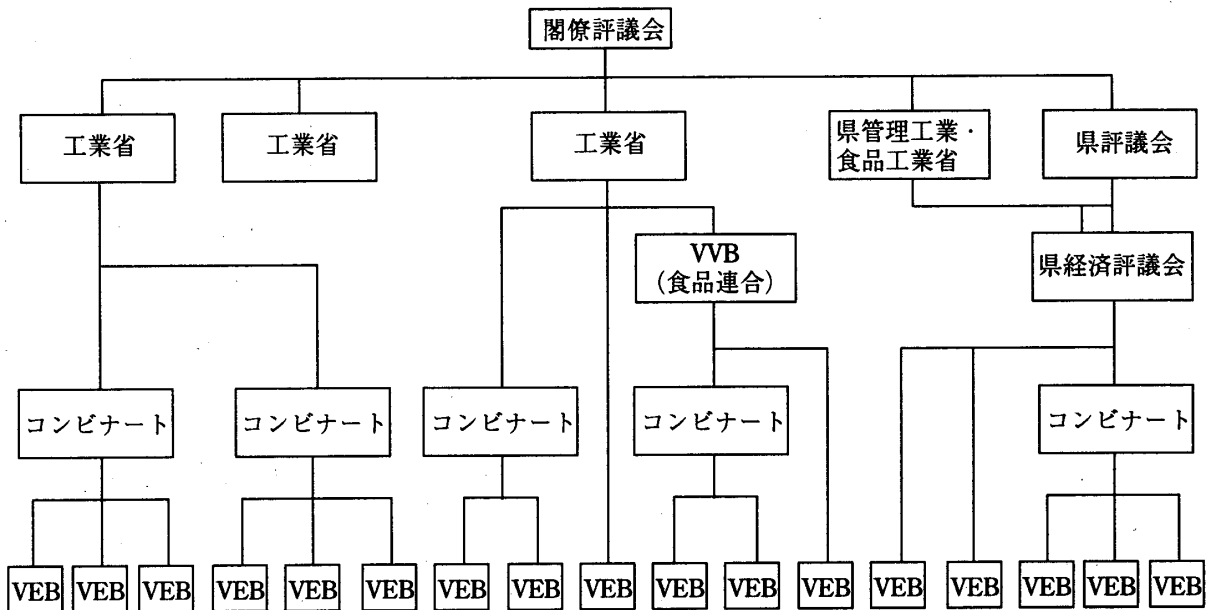
図1 経済の管理構造 (1982年)



先の国家計画委員会, コンビナート, 企業の職員の談話によると, 同表の×印は, 管轄下(Unterstellungsverhältniss)に置かれていないことを示している。

出所: Jürgen Müller, strukturelle Auswirkungen der Privatisierung durch die Treuhandanstalt: in Treuhandanstalt Das Unmögliche wagen, 1993, S. 375.

図2 旧東独の工業管理構造



出所: Autovenkollektiv, Sozialistische Betriebswirtschaft, S. 65.

表1 省別工業および建設の中央直属コンビナート

1990年6月30日現在：DDR企業登録簿

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
石炭エネルギー省 (Ministerium für Kohle und Energie)				
VEB褐炭コンビナート Bitterfeld	ビターフェルド (Bitterfeld)	採掘褐炭	7	50225
VE 褐炭コンビナート Senftenberg	ブリースケ・オスト (Brieske-Ost)	"	7	52894
VEBコンビナート設備建設褐炭 Regis-Breitungen	レギス・ブライティンゲン (Regis-Breitungen)	"	4	8225
VEBガスコンビナート“Fritz Selbmann” Schwarze Pumpe	シュヴァルツェ プンペ (Schwarze Pumpe)	褐炭コークス	10	32951
VE コンビナート 褐炭発電所 Jänschwalde	パイツ (Peitz)	発電所	11	26658
VEBコンビナート原子力発電所 “Bruno Leuschner” Greifswald	グライフスヴァルト (Greifswald)	"	4	7842
VEBコンビナート発電所設備建設 Berlin	ベルリン (Berlin)	修理・組立て	22	39742
VE コンビナート	ベルリン (Berlin)	エネルギー供給関連	4	6562
VEBエネルギーコンビナート Berlin	ベルリン (Berlin)	"	3	8607
VEBエネルギーコンビナート Cottbus	コットブス (Cottbus)	"	3	3314
VEBエネルギーコンビナート Dresden	ドレスデン (Dresden)	"	4	5978
VEBエネルギーコンビナート Erfurt	エアフルト (Erfurt)	"	3	5450
VEBエネルギーコンビナート Frankfurt	フランクフルト/オーダー (Frankfurt/Oder)	"	3	3174
VEBエネルギーコンビナート Gera	イエナー・ヴィンツェルタル (Jena-Winzertal)	"	3	2895
VEBエネルギーコンビナート Halle	ハレ (Halle)	"	3	6261
VEBエネルギーコンビナート Karl-Marx-Stadt	カール・マルクス・シュタット (Karl-Marx-Stadt)	"	3	6616
VEBエネルギーコンビナート Leipzig	マルクレーベルク (Markkleeberg)	"	3	5100
VEBエネルギーコンビナート Magdeburg	マーグデブルク (Magdeburg)	"	3	4870
VEBエネルギーコンビナート Neubrandenburg	ノイブランデンブルク (Neubrandenburg)	"	3	2481
VEBエネルギーコンビナート Potsdam	ポツダム (Potsdam)	"	3	4686

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
VEBエネルギーコンビナート Rostock	ローストック (Rostock)	エネルギー 供給関連	3	3712
VEBエネルギーコンビナート Schwerin	シュヴェーリン (Schwerin)	"	3	2142
VEBエネルギーコンビナート Suhl	マイニンゲン (Meiningen)	"	3	2330
採鉱・金属・カリ省 (Ministerium für Erzbergbau, Matallurgie und Kali)		"		
VEB帯鋼コンビナート "Hermann Matern" Eisenhüttenstadt	アイゼンヒュッテンシュタット (Eisenhüttenstadt)	製鉄・圧延 機	10	19047
VEBクヴァリテーツー特殊鋼コンビナート	ブランデンブルク (Brandenburg)	"	16	32847
VEBロールコンビナート Riesa	リーザ (Riesa)	"	8	28543
VEBコンビナートカリ Sonderhausen	ゾンダーハウゼン (Sonderhausen)	カリ・岩塩	10	31431
VEB採掘製錬コンビナート "Albert Funk" Freiberg	フライベルク (Freiberg)	非鉄金属	4	7888
VEBマンスフェルドコンビナート "Wilhelm Pieck" Eisleben	ルターシュタット・アイスレーベン (Lutherstadt-Eisleben)	非鉄金属・ 同半製品	9	10892
VEBコンビナート金属選鉱 Halle	ハレ (Halle)	その他鉱石 重金属	11	4686
VEBコンビナート 中央金属工業設備建設Berlin	ベルリン (Berlin)		7	2770
化学工業省 (Ministerium für chemische Industrie)				
VEB化学繊維コンビナート "Wilhelm Pieck" Schwarza	ルードルシュタット・シュヴァル ツァ (Rudolstadt-Schwarza)	化学繊維工 業	11	28174
VEB化学コンビナート Bitterfeld	ビターフェルド (Bitterfeld)	無機化学製 品	8	27783
VEBコンビナート無機化学 Piesteritz	ヴィッテンベルク・ルターシュタ ット (Wittenberg-Lutherstadt)	無機化学製 品	9	18606
VEB石油化学コンビナート	シュヴェット/オーダー (Schwedt/Oder)	石油加工工 業	11	27722
VEBコンビナート プラスチック・弾性プラスチック Berlin	ベルリン (Berlin)	ゴム製品	26	27106
VEB製薬コンビナート GERMED Dresden	ラーデボイル (Radebeul)	薬品	19	16335
VEBコンビナート ワックスと塗料	ベルリン (Berlin)	塗料・印刷 インク	15	7440
VEB光化学コンビナート Wolfen	ヴォルフエン (Wolfen)	光化学製品	9	20390
VEB化粧コンビナート Berlin	ベルリン (Berlin)	化粧品・香 水	12	8002

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
VEB Leuna 一工場	ロイナ (Leuna)	石油加工工業	5	29543
VEB化学工場 Buna	シュコパウ (Schkopau)	プラスチック・弾性プラスチック	6	26910
VEB Reifen コンビナート Fürstenwalde	フィエルシュテンヴァルデ (Fürstenwalde)	車両タイヤ	8	11526
VEB コンビナート総合工場 Schwarzheide	シュヴァルツハイデ (Schwarzheide)	プラスチック製品・同半製品	7	12018
VEB化学設備建設コンビナート Leipzig-Grimma	ライプツヒ (Leipzig)	化学設備建設	20	32649
VEB コンビナート Minol Berlin	ベルリン (Berlin)	PM関連	11	9477
VEB コンビナート繊維素と紙 Heidenau	ハイデナウ (Heidenau)	繊維素工業	27	30660
VEB コンビナート Sekundärrohstofffassung Berlin	ベルリン (Berlin)	PM関連	20	10152
<b>電子技術とエレクトロニクス省</b> (Ministerium für Elektrotechnik und Elektronik)				
VEB コンビナート Robotron Dresden	ドレスデン (Dresden)	情報機器工業	24	66140
VEB コンビナート通信エレクトロニクス Berlin	ベルリン (Berlin)	無電技術製品	20	34360
コンビナート VEB Carl Zeiss Jena	イエーナ (Jena)	光学機器	25	54217
VEB コンビナート自動化設備建設 Berlin	ベルリン (Berlin)	修理,組立関連電気工業	19	48807
VEB コンビナート Mikroelektronik Erfurt	エアフルト (Erfurt)	電子管・電子部品	25	55943
VEB コンビナート Elektronische Bauelement Teltow	テルトウ (Teltow)	"	12	27077
コンビナート VEB NARVA "Rosa Luxemburg" Berlin	ベルリン (Berlin)	電気光源	13	13441
コンビナート VEB セラミック工場 Hermsdorf	ヘルムスドルフ (Hermsdorf)	電气管・電気部品	22	22274
コンビナート VEB ケーブル工場 Oberspree "Wilhelm Pieck" Berlin	ベルリン (Berlin)	ケーブル電線	14	15353
コンビナート VEB 電子機器工場 "Friedrich Ebert" Berlin	ベルリン (Berlin)	変速機装置	20	30026
VEB コンビナート電子機械建設 Dresden	ドレスデン (Dresden)	電子機械組立	14	22863
VEB コンビナート機関車・電子技術工場 "Hans Beimler" Hennigsdorf	ヘニヒスドルフ (Hennigsdorf)	車両レール	11	13886
VEB コンビナート ラジオとテレビ Straßfurt	シュトラスフルト (Straßfurt)	ラジオ・テレビ	29	22087



名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
VEB コンビナート車両電気 Ruhla	アイゼナッハ (Eisenach)	電気特殊設備・車両	8	1157
コンビナートVEB電気機器工場 Suhl	ズール (Suhl)	電気機器・照明器具	15	10047
<b>重機械・設備製造省</b> (Ministerium für Schwermaschinen-und Anlagenbau)				
VEB コンビナートギアとクラッチ Magdeburg	マーグデブルク (Magdeburg)	ギア・クラッチ製造	9	5532
VEB重機械製造コンビナート TAKRAF Leipzig	ライプチヒ (Leipzig)	搬送機製造	28	37847
VEB コンビナート造船	ローストック (Rostock)	船	21	55554
VEB コンビナートレール車両製造 Berlin	ベルリン (Berlin)	車両レール	20	24420
VEB コンビナート baukema (設備とブルドーザーを含む建設機械)	ライプチヒ (Leipzig)	機械製造	16	12661
VEB重機械製造コンビナート "Ernst Thälmann" (SKET) Magdeburg	マーグデブルク (Magdeburg)	冶金設備製造	19	28967
VEB重機械製造 "Karl-Liebknecht" Magdeburg, ディーゼルエンジンと 工業設備のためのコンビナート	マーグデブルク (Magdeburg)	内燃機械	11	15236
VEB コンビナートポンプと圧縮機 Halle	ハレ (Halle)	ポンプ・圧縮機製造	16	10126
VEBマーグデブルク計器工場 "Karl Marx" 計器コンビナート Magdeburg	マーグデブルク (Magdeburg)	計器製造	15	17671
VEB コンビナート ORSTA-水圧装置	ライプチヒ (Leipzig)	水圧装置・空気圧搾機	16	13681
VEB コンビナート気圧冷凍技術 Dresden	ドレスデン (Dresden)	気圧技術設備	18	17195
<b>工作・加工機械工業省</b> (Ministerium für Werkzeug-und Verarbeitungsmaschinenbau)				
VEB工作機械コンビナート "Fritz Heckert" Karl-Marx-Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	切削工作機械	23	29430
VEB工作機械コンビナート "7. Oktober" Berlin	ベルリン (Berlin)	"	22	22445
VEBコンビナート変換技術 "Herbert Warnke" Erfurt	エアフルト (Erfurt)	常温加工工作機械	13	12566
VEB工作コンビナート Schmalkalden	シュマルカルデン (Schmalkalden)	ダイヤモンド 研磨工作機械	18	13203
VEB コンビナートポリグラフ Leipzig	ライプチヒ (Leipzig)	印刷機械	12	15550
VEB コンビナート Textima Karl-Marx-Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	既製服工業 設備	33	30739

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
VEB コンビナート 機械製造取引 Berlin 軽工業省 (Ministerium für Leichtindustrie)	ベルリン (Berlin)	PM関連	12	8828
VEB コンビナート 綿 Karl-Marx-Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	繊維・綿	31	50758
VEB コンビナート 専門的繊維製品 Karl-Marx-Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	繊維・ 繊維技術	30	22084
VEB コンビナート Deko Plauen	プラウエン (Plauen)	繊維・装飾 工業	53	34440
VEB コンビナート ウールと絹 Meerane	メーラーネ (Meerane)	紡績・綿	28	37127
VEB 靴下コンビナート Esda Thalheim	タールハイム (Thalheim)	靴下類	9	15676
VEB コンビナート Trikotagen Karl-Marx-Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	トリコット 製品	51	50436
コンビナート 合成皮革と毛皮加工	ライプチヒ (Leipzig)	毛皮製品	36	8601
VEB コンビナート 靴 Weißenfels	ヴァイセンフェルス (Weißenfels)	靴製造	65	43170
VEB コンビナート 皮革製品 Schwerin	シュヴェーリン (Schwerin)	精巧皮革 袋物	24	11115
VEB コンビナート 衣服 Berlin	ベルリン (Berlin)	女性用衣服	16	15958
VEB 繊維コンビナート Cottbus	コットブス (Cottbus)	繊維・綿	23	19628
VEB コンビナート 衣服 Löbnitz	ロースニッツ (Löbnitz)	女性用衣服	29	18453
VEB コンビナート 衣服 Erfurt	エアフルト (Erfurt)	子供用衣服	25	18980
VEB コンビナート Solidor Heiligenstadt	ハイルバート (Heilbad)	鍵・止め金	8	6801
一般機械・農業機械・車両工業省 (Ministerium für allgemeinen Maschinen-, Landmaschinen- u. Fahrzeugbau)	ハイリゲンシュタット (Heiligenstadt)			
VEB IFA-コンビナート トラック	ルードヴィヒスフェルデ (Ludurgsfelde)	自動車工業	29	48494
VEB IFA-コンビナート 乗用車 Karl-Marx-Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	"	38	63231
VEB 車両・Jagd Waffen 工場 "Ernst Thälmann" Suhl, IFA-コンビ ナート二輪車	シュール (Suhl)	"	8	14184
VEB コンビナート "Fortschritt" 農業機械 Neustadt	ノイシュタット (Neustadt)	農業機械工 業	47	54716

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
VEBコンビナート Nagema 包装機械 車両技術 Dresden	ドレスデン (Dresden)	包装機械	28	18244
VEBコンビナート家庭用機器 Karl-Marx- Stadt	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	家庭用機器 ・園芸用品	29	27610
VEBコンビナート玉軸受けと標準部品	カール-マルクス-シュタット (Karl-Marx-Stadt)	改良部品機 械工業	23	25263
VEBコンビナート医療と実験技術	ライプチヒ (Leipzig)	医療機器製 品	14	11046
県管理下の工業及び食品工業省 (Ministerium für bezirksgeleitete Industrie und Lebensmittelindustrie)				
VEBコンビナート オイルとマーガリン Magdeburg	マールデブルク (Magdeburg)	マーガリン	28	5159
VEBコンビナート食料品とコーヒー Halle	ハレ (Halle)	コーヒー・ 紅茶	35	8684
VEBコンビナート菓子 Halle	ハレ (Halle)	カカオ製品	22	8429
VEBコンビナート タバコ Dresden	ドレスデ (Dresden)	タバコ産業	10	5122
VEB魚コンビナート Rostock	ローストック・マリネーエ (Rostock-Marienehe)	魚加工	45	5693
VEBコンビナート アルコール、ワインと シャンパン Berlin	ベルリン (Berlin)	アルコール	28	5785
コンビナート木材、補強金具と機械 Leipzig	ライプヒチ (Leipzig)	ベニア板・ 板	35	15036
VEBコンビナート楽器	プラウエン (Plauen)	楽器	25	20995
VEBコンビナート玩具 Sonneberg	ゾネベルク (Sonneberg)	玩具	24	23421
VEBスポーツ用具 Schmalkalden	シュマルカルデン (Schmalkalden)	器械体操	14	7635
VEB家具コンビナート Berlin	ベルリン (Berlin)	家具・クッ ション	33	16775
VEB家具コンビナート Dresden-Hellerau	ドレスデン (Dresden)	"	35	20499
VEBトィーリンガー家具コンビナート Suhl	シュール (Suhl)	"	21	9632
VEB家具コンビナート Ribnitz-Damgarten	リブニッツ・ダムガルテン (Ribnitz-Damgarten)	"	8	5506
VEB家具コンビナート Zeulenroda	ツォイレンローダ (Zeulenroda)	"	18	9396
VEBコンビナート Holzhandel Berlin	ベルリン (Berlin)	PM関連	9	2334

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
<b>ガラス及び窯業省</b> (Ministerium für Glas-und Keramikindustrie)				
VEB コンビナート工学ガラス Ilmenau	イルメナウ (Ilmenau)	工学ガラス製品	13	12805
板ガラスコンビナート Torgau	トルガウ (Torgau)	板ガラス製品	19	8305
VEB コンビナート ラウジツガラス Weißwasser	ヴァイスヴァッサー (Weißwasser)	家庭用ガラス	24	18329
陶磁器 Kahla	カーラ (Kahla)	陶磁器	20	17057
VEB 国営陶磁器製造 Meißen	マイセン (Meißen)	"	1	1637
VEB Thuringia Sonneberg, ガラスと陶磁器機械製造コンビナート	ゾネベルク (Sonneberg)	陶磁器・ガラス設備	8	2359
コンビナート包装 Leipzig	ライプチヒ (Leipzig)	紙加工工業	40	12775
<b>地質省</b> (Ministerium für Geologie)				
VEB コンビナート石油と天然ガス Gommern	ゴメルン (Gommern)	石油・天然ガス	7	6338
VEB コンビナート地質研究と探知 Halle	ハレ (Halle)	採掘設備	10	6888
コンビナート地球物理学 Halle	ライプチヒ (Leipzig)	地質研究	4	2638
<b>建設省</b> (Ministerium für Bauwesen)				
VEB 建設と組立コンビナート Chemie Halle	ハレ (Halle)	工業建設企業	5	4199
VEB 建設と組立コンビナート石炭とエネルギー Hoyerswerda	ホヤスヴェルダ (Hoyerswerda)	"	15	16414
VEB 建設と組立コンビナート Erfurt	エアフルト (Erfurt)	"	10	11484
VEB 建設と組立コンビナート Süd Leipzig	ライプチヒ (Leipzig)	"	12	13625
VEB 建設と組立コンビナート Ost	フランクフルト/オーダー (Frankfurt / Oder)	"	10	10574
VEB Magdeburger 建設会社	マーグデブルク (Magdeburg)	"	8	7886
VEB BMK 工業と港湾建設 Stralsund	シュトラルズンド (Stralsund)	"	10	9882
VEB 特殊建設コンビナート河川工事 Weimar	ヴァイマール (Weimar)	河川建設企業	10	6734

名 称	基幹企業の所在地	製品または業種	人民所有企業数	従業員数
VEBアウトバーン建設コンビナート Magdeburg	マ－グデブルク (Magdeburg)	建設・輸送郵便・通信	10	7568
VEB特殊建設コンビナート Magdeburg	マ－グデブルク (Magdeburg)	工業建設企業	1	5252
VEB金属軽量建造物コンビナート Leipzig	ライプチヒ (Leipzig)	設計・鋼アルミニウム・合金	21	19476
VEBコンクリート軽量建造物コンビナート Dresden	ドレスデン (Dresden)	コンクリート・コンクリートブロック	13	10723
VEBセメントコンビナート Dessau	デッサウ (Dessau)	セメント	9	15911
VEBコンビナート骨材と自然石 Dresden	ドレスデン (Dresden)	骨材	20	12453
VEBコンビナート建設用陶材と粗製焼き物 Halle	ハレ (Halle)	建設用陶材	17	14482
コンビナート建設部材と建設繊維素材	ライプチヒ (Leipzig)	木造建築物用建設部材	18	14594
VEBコンビナート工学建造物設備 Leipzig	ライプチヒ (Leipzig)	工業建設企業	25	16892
VEBコンビナート タイルとサニタリー用陶器 "Kurt Bürger" Boizenburg	ボイツェンブルク (Boizenburg)	建設用陶材	7	6194
VEBコンビナート建設部材供給 Berlin	ベルリン (Berlin)	WO関連	16	7575
VEBコンビナート建設機械 Dresden	ドレスデン (Dresden)	修理関連の建設機械	19	8469
VEB設備輸出のための建設エンジニアコンビナート Dessau	デッサウ (Dessau)	建設技術プロジェクト関連	5	1104
	総 計		2448	2691793

出所：Kombinate — Was aus ihnen geworden ist, 1993, S. 377.~381.

### 3. 通貨同盟締結とそれに伴なう財務的支援の第1階梯

——流動性融資・旧債務に対する利子の引き受け・二次的債務措置を中心として——

通貨同盟締結に伴なう旧東独地域への旧西独マルク (DM) のビルト・イン, すなわち, 人体における血液の全面的交換とも比肩しうる「ショック療法」の速断と実施は, 信託公社による所有企業に対する緩衝装置の緊急措置を不可欠としたし, 商品の価格及びコスト構造, 延いては, 東独企業の存続, 民営化の進展それ自体, さらに, 信託公社の活動をも根底から規定していく経営経済的一大要因と言える。

ところで通貨同盟成立を宣言したのが1990年5月18日に締結された「両独間の通貨・経済・社会同盟創設に関する条約 (Staatsvertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik)」である。この中で、「両当時国間の通貨同盟設立により, ドイツマルクが同一通貨圏における支払手段, 計算単位, 並びに価値保存手段となる。当目的のため, 当通貨の唯一の発券銀行としてのドイツ連邦銀行の貨幣政策的責任は, 同一通貨圏全土にまで拡大される。貨幣鑄造権は専らドイツ連邦共和国 (BRD) に所属する<sup>15)</sup>」さらに, 当条約の「1990年7月1日の発効によりドイツマルクがドイツ民主共和国の通貨として導入される。ドイツ連邦銀行が発行するドイツマルク銀行券, そして連邦政府が発行するドイツマルク・プフェーニツヒ硬貨が1990年7月1日より唯一の法的支払い手段となる<sup>16)</sup>」と明記された上で, 通貨の具体的交換比率に関し, 次の如く言及されている。すなわち,

「——賃金, 給料, 奨学金, 年金, 家賃, 借地料は1:1で交換される。

——その他すべての東独マルクで記載された債権・債務は基本的に2:1の比率で交換される。

——ドイツ民主共和国に居住する自然人の金融機関の預金は一定限度までは1:1で交換される。その際, 有資格者の年齢により相違が生じる<sup>17)</sup>」<sup>18)</sup>と。

15) Artikel 10 Abs. 1. Gesetz zu dem Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik: in Bundesgesetzblatt Teil II, Bonn; 29. Juni 1990, Nr. 20, S. 538.

16) Artikel 10 Abs. 5., Ebenda, S. 538~539.

17) この点に関して, 「通貨同盟と通貨交換に関する規定 (Bestimmung über die Währungsunion und über die Währungsumstellung)」の Artikel 6 は次のように記述している。すなわち, 「ドイツ民主共和国に居住する自然人は, 東独マルクで記載された次の額までの預金に対し, 自らの口座を設定した金融機関に1:1で記帳する申請を行ないうる。

——1976年7月1日以降出生の自然人は2000マルクまで

——1931年7月2日から1976年7月1日の間に出生の自然人は4000マルクまで

——1931年7月2日以前に出生の自然人は6000マルクまで」と。さらに, 「第1項に記載された東独マルクの額を越える自然人の預金, 並びに法人, その他の預金は, 2東独マルクに対し1ドイツマルクの比率で交

この中で、企業経営に直結する項目のうち賃金・給与支払いには1:1が、債権・債務には2:1が適用されている。確かに、債権・債務は他項目と比較し緩やかな交換比率が設定されている。ところが、1989年度の東独・西独間貿易は1 DM=4.4東独マルクの交換比率<sup>19)</sup>が適用され、実施された事実を鑑みても、実質的貨幣価値を遥かに上回る交換比率が確定されたことは否定すべからざる事実である。

従って1990年7月30日の東独マルクの支払い流通全面停止前に、信託公社による所有企業に対する財務的支援、換言するならば所有企業のドイツマルク装備が急務かつ不可欠となる。つまり、通貨同盟締結直後に全面的経営危機に直面した企業の流動性維持がこの時期信託公社の主要課題として急浮上したのである。

この即時的緊急措置として、流動性融資 (Liquiditätskredit)、旧債務に対する利子の引き受け (Zinsen für Altkredit) さらに二次的債務 (Eventualverbindlichkeiten) 措置の施行がある。それらを順次考察しよう。

所与の条件下、信託公社はまず、企業の短期的流動性の保証のため、資金需要に対する一律41%の補填を決定し<sup>20)</sup>、然したる審査も行なわず、1990年7月から11月まで254億DMの融資を供与した<sup>21)</sup>という。また信託公社による所属企業の旧債務に対する利子引き受けは1990年第2半期に42億5799万9000DMに及んでおり、同時期の資産控除後の信託公社の支出 (58億9627万DM) の約72.2%を占めるに至っている。この点は表2を参照されたい。

さらに、「当初の国営企業の財務的崩壊を救援したのがグローバル保証 (Globalbürgschaften) である。遅くとも1991年第2四半期より、申請書の個別作成と個別保証 (Einzelbürgschaften) の供与が開始されている<sup>22)</sup>」(傍点は引用者)との記述からも理解しうるように、二次的債務の意義を看過することはできない。1991年12月31日まで100の金融機関に対し、302億2100万DM (7331企業分) の融資に対する保証が供与された<sup>23)</sup>という。この点に関しては表3 二次的債務を参照されたい。

ところで、ベルリン経済研究所は、その週間報告書 (Wochenbericht) の中で、信託公社による保証供与を汚点と看做し、以下の如く痛烈に批判している。「企業の存続確保のため信託公社は融資に対する保証を供与した。300億マルクの保証が、経常的経営の圧倒的部分や賃金の支払いに利用さ

↘換される」こととなった。これらの点に関しては、Artikel 6 Abs. 1. und Abs. 2., Bestimmung über die Währungsunion und über die Währungsumstellung; in Bundesgesetzblatt Teil II, Bonn, 29. Juni 1990, Nr. 20, S. 549. を参照されたい。

18) Artikel 10. Abs. 5., a. a. O., S. 539.

19) Statistisches Jahrbuch der Deutschen Demokratischen Republik 1990, S. 275. を参照されたい。

20) Harald Kroll und Manfred Wilhelm, Strategie und Verlauf der Privatisierung in der neuen Bundesländern, 1991, S. 15.

21) Karl Lichtblau, Privatisierungs- und Sanierungsarbeit der Treuhandanstalt, 1993, S. 49.

22) 23) Joachim Schwalbach, Begleitung sanierungsfähiger Unternehmen auf dem Weg zur Privatisierung; in Treuhandanstalt Das Unmögliche wagen, 1993, S. 202.

表2 信託公社決算表(1990~1992)

単位:1000DM

	1990年第2半期	1991年	1992年
収入			
1. 企業の売却	1,494,947	6,902,640	6,684,854
2. 不動産・土地の売却	14	61,058	587,209
3. 農地・森林の売却	1,515	197,325	469,740
4. 操業停止による還流	121	11,665	41,595
5. ローンの弁済			543,634
6. その他	105,542	337,403	1,576,458
7. 収入(資産控除)	1,602,139	7,510,091	9,903,490
支出			
主たる活動(8.-16.)	1,398,442	15,316,675	22,210,444
8. 投資と構造措置のための資金援助		241,172	318,870
9. 自己資本措置	87,991	6,603,626	7,720,733
10. 信託公社補償融資の弁済		3,379,779	8,473,571
11. 経営に不必要な土地の取得			151,847
12. 社会保障プランのための援助		3,390,817	1,703,671
13. 清算人に対する貸付と大型貸付	20,123	757,927	2,680,275
14. 専門鑑定士への支払い	18,230	290,029	317,620
15. その他	1,272,098	395,342	571,605
16. 環境汚染除去関連の信託公社補助金		257,983	272,252
— 土壌における危険防止義務契約		4,835	24,076
— 連邦・州合意枠内での信託公社補助金			
— 寄託された鉱山への支出		253,148	248,176
17. 信託公社	104,901	878,068	1,416,604
— 信託物件の管理	64,960	286,397	562,997
— 人件費	15,929	341,204	458,376
— 物的支出と有形固定資産	24,012	250,467	395,231
18. 信託公社利子	4,392,927	9,854,885	8,272,104
— 信託公社の融資に対する利子と銀行諸経費	39,812	593,708	2,628,180
— 旧債務に対する利子	4,257,999	9,261,177	5,643,924
19. 法律的規定		1,569,323	8,550,122
— 融資清算基金に対する利子弁済		1,135,207	7,647,918
— 国営保険会社の清算		309,850	303,945
— 再民営化と補償のための調整支払い		124,266	598,259
20. 支出(資産控除)	5,896,270	27,618,951	40,449,274
資産売却			
収入	853	226,606	1,699,398
支出			755,914
総収入	1,602,992	7,736,697	11,602,888
総支出	5,896,270	27,618,951	41,205,188
欠損	4,293,278	19,882,254	29,602,300

筆者が1994年3月18日信託公社ベルリン本部でのDonald E. Sexton教授を団長とするコロンビア大学大学院とのシンポジウムに参加した際、信託公社の配付資料より。



表3 二次的債務

単位：100万DM

	91年12月31日まで	92年12月31日まで	93年12月31日まで
二次的債務総額	30,221	26,519	24,600
うち グローバル保証	26,201	15,183	0
個別保証	2,298	8,776	22,000
その他の保証	1,722	2,560	2,600

筆者が1994年3月18日信託公社ベルリン本部でのDonald E. Sexton教授を団長としたコロンビア大学大学院とのシンポジウムに参加した際、信託公社の配付資料より。

れうる。そこから生じる長期的国庫負担は計り知れない。また、いかなる基準に依拠して保証の確約が交わされたのかも不明瞭である。かくなる企業支援は構造変革にとりほとんど無益である。というのは、企業はコストダウンを実現しえず、投資には不十分であったからである<sup>24)</sup>。つまり、(1) 不明確な保証供与基準、(2) コストダウンに直結しない供与、(3) 過重な国庫負担の3視点からの批判が展開されている。しかし、この時点で信託公社は全所有企業の業績を判断しうるデータを保持していない。先に考察した如く、賃金・給与支払いには1:1が、企業の債権、債務に関しては2:1の交換比率が適用されている。このあまりに過剰な旧東独通貨の交換比率確定下で企業にコストダウンをも強要するとは厳酷過ぎると言わざるをえまい。ケインズは、その著作、『貨幣改革論』の序文において、「通常、生産費は、労働、事業および蓄積の報酬に対応して、三種に分けられることになっている。しかし、第四の費用、すなわち、危険が存在する。しかも、危険負担の報酬は、生産にとって最も重くのしかかるものであるが、しかし、おそらく避けることができるものである。この危険という要素は、価値基準の不安定性によって著しく大きなものとなっている。もしも、わが国および世界全体が健全な原理に基づく通貨改革を採択していたならば、今われわれの財産を著しく毀損している無駄な危険を削減したことであろう<sup>25)</sup>」（引用文中最後の危険に付されている●以外の傍点及び◎は引用者）と指摘しているが、生産にとり最も重く申し掛かる危険、換言すれば価値基準の不安定性を旧西独国家それ自体が通貨同盟締結により人為的に創出し民営化を挙行していく処に、旧東独民営化の一大特質がある。従って、ベルリン経済研究所による「保証供与批判」は、信託公社による保証供与を必然化した根源を踏まえた批判とは言えず、正鵠を得ていない。信託公社による二次的債務を包含する緊急的財務支援、すなわち間接的国庫負担によるフォローが無ければ、旧東独企業はこの時点で皆伐を余儀なくされていたであろう。むしろ、財務的支援を必然化した、国家による不安定な価値基準の設定、すなわち通貨の交換比率それ自体を

24) Deutsches Institut Für Wirtschaftsforschung Wochenbericht 41/91, Subventionierung und Privatisierung durch die Treuhandanstalt: Kurswechsel erforderlich, 10. Oktober 1991, S. 575.

25) J・M・ケインズ, 中内恒夫訳 ケインズ全集第4巻『貨幣改革論』(1978年) 東洋経済新報社 序文xiv頁

も射程に置いた批判が展開されるべきである。通貨同盟締結を切断して財務的支援を評価することは不可能である。

#### 4. 所有企業に対する財務支援の第2階梯：旧債務免除

さて、次に実施されたのが「旧人民所有企業の旧債務免除措置に関する法令（Verordnung über Maßnahmen von Altkrediten）」（1990年9月5日）を法的根拠とした旧債務の免除である。この「旧債務とは、1990年6月30日にマルク最終貸借対照表に記載された全債務であり、DM（ドイツマルク）開始貸借対照表では2：1で引き継がれた<sup>26)</sup>」部分を意味する。さらに、「免除の規模は信託公社が決定する。子会社に対しては親会社が決定を下す<sup>27)</sup>」とし、決定権は信託公社或いは親会社に所属し、「企業の旧債務からの解除の際、信託公社は元金と利子を引き受ける必要がある<sup>28)</sup>」と規定された。また、「企業の旧債務免除は、それにより刷新、リストラ、さらに企業競争力が促進される場合に、部分的或いは全面的に生じうる<sup>30)</sup>」としながらも、「免除は必ず実施されるのであり、理由の明記は不要である<sup>31)</sup>」（傍点は引用者）との条文もある。従って旧債務免除が、通貨同盟締結に伴う企業の財務的危機救出のための措置の一環、換言するならば流動性確保に引き続く信託公社による財務的支援の第2階梯とも位置づけられる。

#### 5. 所有企業に対する「財務的支援」の第3階梯：調整勘定項目の設定とその意義

ところで、「両独間の通貨・経済・社会同盟創設に関する条約」の「通貨同盟と通貨切り替えに関する規定（Bestimmungen über die Währungsunion und über die Währungsumstellung）」において、「ドイツ民主共和国は当条約の発効後3ヶ月以内にDM開始貸借対照表と資本金の新設定に関する法律を分布する。同法はドイツ民主共和国に所在するすべての商人、コンビナート、コンビナート企業、さらに人民所有企業を含むすべての法人に有効となる<sup>32)</sup>」とすでに予告されていたように、「DM

26) § 2 Abs. 1. Verordnung über Maßnahmen zur Entschuldung bisher volkseigner Unternehmen von Altkrediten (Entschuldungsverordnung): in GBl. DDR, Berlin, den 14. September 1990, Teil I Nr. 59, S. 1435. 以下の注では、同法令は、Entschuldungsverordnungと記述する。

27) § 2 Abs. 3., Ebenda, S. 1435.

28) 信託公社による債務免除規模は、公社自ら、DM開始貸借対照表の設定或いは購入価格設定に基づき決定しうる。購入価格は、企業免除規模が全額か一部かに応じて上昇するという。この点は、Treuhandaanstalt, Fragen und Antworten zur Privatisierung ehemaligen Volksvermögens in den neuen Bundesländern, S. 10.を参照されたい。

29) § 3 Abs. 4. Entschuldungsverordnung, a. a. O., S. 1435.

30) § 2 Abs. 2. Ebenda, S. 1435.

31) § 2 Abs. 3. Ebenda, S. 1435.

32) Artikel 7 § 3 Bestimmung über die Währungsunion und über die Währungsumstellung: in Bundesgesetzblatt Teil II, Bonn, 29. Juni 1990, Nr. 20, S. 549.

開始貸借対照表と<sup>33)</sup>資本金の新設定に関する法律 (Gesetz über die Eröffnungsbilanz in Deutscher Mark und die Kapitalneufestsetzung) が「統一ドイツ成立に関する連邦ドイツ共和国とドイツ民主共和国間の条約 (Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands)」、いわゆる統一条約 (Einigungsvertrag) と同時に発効となる。これに注目する。同法には、企業の過剰債務回避と資本金新設定のための調整勘定項目 (Ausgleichsposten) に関する規定すなわち、自己資本確保のための会計項目上の措置があり、これが、信託公社による所有企業に対する実質上「財務的支援」の第3階梯と看做しうるからである。

次に同法から看取しうる具体的論点を開示していこう。

「1990年7月1日にドイツ民主共和国に営業本拠地 (Hauptniederlassung) を構える企業は商人 (Kaufleute) として商法典 § 238 に従い帳簿を記載する義務があり、財産目録 (Inventar), 1990年7月1日のDM開始貸借対照表、並びに開始貸借対照表と一対を成す付記 (Anhang) を作成しなければならない<sup>34)</sup>」、「開始貸借対照表と付記は営業年度開始後4ヶ月以内に作成しなければならない。商法典 § 268 第3項に従い欠損控除後390万DM以下の資産総額が開始貸借対照表に記載されている、或いは1990年7月1日現在で50人以下の従業員を有する企業で、秩序ある経営が行なわれている場合には開始貸借対照表と付記の作成は営業年度開始後6ヶ月以内でもよい<sup>35)</sup>」、さらに「他企業 (子会社) の持ち分の過半数を所有する企業 (親会社) は開始貸借対照表作成の義務を負い、1990年7月1日の営業年度開始後5ヶ月以内にDMコンツェルン開始貸借対照表とそれと付を成す付記を § 22 に従い作成しなければならない。実施日に親会社と傘下の子会社の開始貸借対照表の資産総額が、借方に記載された欠損控除後5000万DM以下であるか、或いはコンツェルン企業の従業員が500人以下の場合には、親会社はコンツェルン開始貸借対照表と付記の作成義務から解除される<sup>36)</sup>」等の条文より、まず以下の点が確認される。すなわち、企業規模等により一定の留保条件は存在す<sup>37)</sup>

33) DM開始貸借対照表の意義に関して以下のような記述がある。すなわち、「信託公社の責任下でDM開始貸借対照表が確定し、企業には、自己資本、引当金さらに調整資金が供与される。それは企業にとりさらなる近代化過程のための確実な資金的基礎を提供する。その際一定の枠内で損失のための配慮がなされる」と。この点については、Treuhandanstalt, Entschlossen Sanieren Die Rolle der Treuhandanstalt beim Umstrukturierungsprozeß in den neuen Ländern, S. 10. を参照されたい。

34) § 1 Abs. 1. Gesetz über die Eröffnungsbilanz in Deutscher Mark und die Kapitalneufestsetzung: in Bundesgesetzblatt Teil II, Bonn, 28. September 1990, Nr. 35, S. 1171.~1172. 以下の注において、DMBiG の簡略表示を記すこととする。

35) § 4 Abs. 1. DMBiG, Ebenda, S. 1173.

36) § 21 Abs. 1. DMBiG, Ebenda, S. 1178.

37) DM開始貸借対照表の作成期限は、後に発布された「企業民営化と投資促進における障害除去に関する法律 (Gesetz zur Beseitigung von Hemmnissen bei der Privatisierung von Unternehmen und zur Förderung von Investitionen)」(1991年3月22日)において次のように変更されることとなる。商法典 § 268 第3項に従う欠損控除後390万DM以下の資産総額が開始貸借対照表に記載されている、或いは1990年7月1日現在で50人以下の従業員を有する企業、つまり小企業に関しては、DM開始貸借対照表の作成義務は1991年6月30日まで延長されることとなった。この点は、同法 Artikel 4 DM貸借対照表の変更 (Änderung des D-Markbilanzgesetzes) Abs. 4. の b), すなわち、「§ 4 は次の如く変更される。b) 第3

ものの、同法により、DM開始貸借対照表の作成が義務づけられるに至ったという点である。このDM開始貸借対照表は、企業計画案（Unternehmenskonzept）と共に、後の民営化実践の際の格付け作業<sup>38)</sup>における重要資料となる。

次に同法において規定された資本金新設定のための調整勘定項目、すなわち、調整請求（Ausgleichsforderung）と調整債務（Ausgleichsverbindlichkeiten）の内容と意義を検討する。両項目を正確に理解するために、ここでまず自己資本確保（Eigenkapitalssicherung）に関する規定を開示する。

同法 § 26には、

- 「(1) § 24 第 1 項に記載された企業は、貸方に記載された債務（Schulden）と計算限定勘定（Rechnungsabgrenzungsposten）を上回る開始貸借対照表の借方に記載された資産総額——当法に従い設定された特別勘定と計算勘定を含む——を自己資本として記帳しなければならない。
- (2) 企業に対し、法形態に応じた権利により、上述の資本金の形成が規定される。これは定款において規定された額であり、少なくとも法律で規定された最低資本金の額が新設定されねばならない。

＼項の『第 1 項 1 行目に記された開始貸借対照表の作成期限内に』の文言は、『1991年 6 月 30 日まで』に変更となる」を参照されたい。in Bundesgesetzblatt Teil I, Bonn, 28. März 1991, Nr. 20, S. 778.

38) 信託公社は、所属企業を売却していくために①リストラのみならず、②刷新のチャンスの評価をも行なわねばならない。このうち刷新チャンスの評価、すなわち格付け作業を担当するのが、信託公社から組織的に独立したコンサルタント機関、管理委員会（Leitungsausschuß）である。「管理委員会は連邦大蔵省（Bundesministerium der Finanzen）の委託を受け、理事会とその職務のためコンサルタント機能における独立した委員会（Gremium）として活動する」。この点は、Treuhandaanstalt, Organisationshandbuch, Ordnungs-Nr. 1.5.3.1, Stand 7. 92, S.1.を参照されたい。企業が提出した企業計画案とDM開始貸借対照表を基礎に格付けを行ない、ピーク時には80名の専門家（公認会計士、経営コンサルタント）が当職務を担当した。1992年11月の時点で以下のような格付け構成となっている。

審査による刷新能力別信託公社企業：1992年11月

格付け			うち完全な、或いは部分的民営化を達成	
	企業数	%	数	%
(1) 収益力のある企業	25	1.7	16	64.0
(2) 収益の増大がやがて見込まれる企業	102	7.1	76	74.5
(3) 成功見込のある企業計画案	593	41.2	340	57.3
(4) 刷新能力ありと考えられるが現行の計画案では不十分であり代替計画案の作成が必要	347	24.1	163	47.0
(5) 刷新能力に疑念のある企業	70	4.9	34	48.6
(6) 刷新能力のない企業	301	21.0	93	30.9
総 数	1,438	100.0	722	50.2

Quelle : Treuhandaanstalt, UI BC 4 : Zentrales Berichtswesen.

出 所 : Klaus-Dieter Schmidt, Strategien der Privatisierung : in Treuhandaanstalt Das Unmögliche wagen, S. 223, より。

- (3) 第1項に従い確定された自己資本が上述の資本金の形成に満たない場合には、欠損 (Fehlbetrag) が未払込金 (Ausstehend Einlage) として借方の固定資産項目 (Anlagevermögen) の前に別個に記載されなければならない。資本金の払い込みには、企業の法形態に対応した規定が有効である。最低払い込み額に満たない場合には欠損額が請求される。持ち分所有者が、開始貸借対照表の設定期限内に企業の解散 (Auflösung) を決定するか、全面的執行手続き (Gesamtvollstreckungsverfahren) の開始を要請している場合、請求は行使されない。
- (4) 持ち分所有者は、企業の私的法形態への移行後、1990年6月30日までに出资し、第3項の場合、欠損額は開始貸借対照表の借方の未払込金の代りに、§ 28 第1項と第2項を適用し、資金減価勘定 (Kapitalwertungskonto) を記載することで調整しうる。<sup>39)</sup>

と規定された。

つまり、資産と負債の差額 (資産 > 負債) を自己資本として記載することが明記され、かくて確定された自己資本が法律で規定された最低資本金の額を下回る場合には、欠損が未払込金として借方に記載され、これが最低未払込金に満たない場合には、欠損額を請求することが可能となった。さらに、この未払込金は資金減価勘定として処理することが許容されたのである。

次に、欠損の請求先を具体的に考察しよう。「先の人民所有資産が民営化のため信託公社、或いはその子会社、或いは当理由から国家、市町村、都市、郡、州、或いは他の資産の担い手に無償で委譲され、かつ金融機関、外国貿易企業、或いは保険会社に該当しない企業は、開始貸借対照表作成の際、自己資本により補填できない欠損が記載されざるをえないことが判明した場合、債務者が開始貸借対照表の設定期限内に調整請求を拒否しない場合、1990年7月1日に開始され、別個に記載された欠損額までの利子付き請求権 (調整請求) を付与される。企業が刷新能力を持たない場合には、債務者は調整請求を拒否しなければならない<sup>40)</sup>と規定されているように、債務者、すなわち信託公社は調整請求に応じることとなり、この際「信託公社は信託公社に対し向けられた調整請求に関し大蔵大臣と連邦大蔵大臣に即刻報告する<sup>41)</sup>」こととされた<sup>42)</sup>。

次に、調整債務に関しては以下の規定がある。すなわち、

- 〔1〕 § 24 第1項 第1文に記載された企業の開始貸借対照表の作成の際、1990年7月1日に移転された土地と記載された額が減少し、自己資本が有形固定資産に記載された額と同一となった時、それを上回る自己資本が記載されなければならない。そこで企業はそれを上回る

39) § 26 Abs. 1.~Abs. 4. DMBilG, a. a. O., S. 1180.~S. 1181.

40) § 24 Abs. 1. DMBilG, Ebenda, S. 1179.

41) § 24 Abs. 4. DMBilG, Ebenda, S. 1180.

42) この点についても信託公社と連邦大蔵大臣との政治的連繫を看取できる。さらに統一前ということで旧東独の大蔵大臣との連繫が存在していることも興味深い。信託公社と連邦大蔵大臣との政治的連繫の内実については、拙稿「ドイツ統一に至る法的根拠の変遷と信託公社」三田商学研究38巻5号 1995年12月を参照されたい。

金額部分を別個に調整債務として借方に記入する。企業の法形態、或いはその活動に応じて法律で規定された最低資本金を下回ってはならない。§ 36はそのまま据え置く。

- (2) 債務の債権者は、§ 24 第3項に従う調整請求発生の際の調整請求の債務者である。調整債務の利子に関しては、§ 24 第2項 3行目が適用されなければならない。<sup>43)</sup>

と。

要するに、自己資本と有形固定資産額——土地と表記された額——が同一となり、この額が法律で規定された最低資本金に満たない場合には、その差額を「調整債務」として借方に記載することが容認され、当債務の債権者は、信託公社であることが明記されたのである。

以上通貨同盟成立に伴う、信託公社の所有企業に対する財務的措置の第1階梯、すなわち流動性融資、旧債務に対する利子引き受け、保証と第2階梯、すなわち旧債務の免除、そして第3階梯、過剰債務回避と資本金新設定のための調整勘定項目の容認を考察したが、この諸階梯は信託公社そ

表4 信託公社のDM開始貸借対照表 1990年7月1日

資 産	百万DM	百万DM	負 債	百万DM	百万DM
A 信託法と統一条約により 委譲された資産			A 引当金		
I 全持ち分所有	81391		I 持ち分所有の新構成の 引当金		
他主所有持ち分の控除	<u>2482</u>	78909	1 資本金刷新の金融コ スト	30573	
II 鉱山所有		1387	2 刷新と民営化	121082	
III 農林資産		16063	3 清算	44723	
IV その他の有形固定資産		5772	4 公営化と再民営化	<u>18918</u>	215296
V 信託公社企業に対する 債権			II 移転請求と補償請求の 引当金		12981
1 DMBilG§25 に従う 調整債務から生じた債 権	6177		III 資産法に従う価格調整 義務の引当金		14950
2 出資者ローン	<u>5667</u>	11844	IV 融資清算基金の利払い 義務から生じる引当金		17535
B その他の信託公社の資産		0	V その他の引当金		6504
I 固定資産及び投資			B 負債		
II 流動資産			I 金融機関に対する負債		
1 棚卸資産	213		1 旧債務の引きうけ		
2 債権とその他の資産	25		2 その他の融資	38493	
3 現金、金融機関での 預金	<u>18</u>	256	II 信託公社企業に対する 負債	1400	39893
C 欠損		209291	1 DMBilG§24 に従う 調整請求から生じた負 債	14546	
			2 その他の負債	1817	16363
			III 納入と支払いから生じ る負債		0
総 計		323522	総 計		323522

1994年3月18日信託公社ベルリン本部での配付資料より

43) § 25 Abs. 1. und Abs. 2. DMBilG, a. a. O., S. 1180.

れ自体のDM開始貸借対照表にも反映している。表4から、負債(貸方)に旧債務の引き受けとして384億9300万DMが、さらに、「DM開始貸借対照表と資本金の新設定に関する法律(DMBiG)」の§24に従う「調整請求から生じた負債」として145億4600万DMが計上されていることが理解できる。ここで我々は、「調整請求から生じた負債」が信託公社DM開始貸借対照表の負債(貸方)に記載されているのに対し、以上検討した如く、所属企業の場合、開始貸借対照表の資産(借方)に記載されている意義を看過してはならない。資産に計上することで企業にとり、資本金確保と過剰負債からの破産防止が可能になることは明白である。従って当調整勘定項目の意義と役割は極めて大きい。<sup>44)</sup>

さらに表4から、信託公社の借方に記載された欠損部分を控除した資産部分が1142億3100万DMであるのに対し、貸方に記載された引当金と負債が総額3235億2200万DMであること、さらに自己資本が0DMであり、欠損額は2092億9100万DMに達していることも極めて特徴的であると言って差し支えない。

## 6. 取締役会・監査役会の設置とそれをサポートする 経営コンサルタント会社と銀行の役割

中央国家機関による集権的管理構造の瓦解、換言するならば、旧人民所有企業が私的法人格に転換され、経営が自立化していく過程で、開始貸借対照表の作成義務と同時に、取締役会及び監査役会の設置が必要不可欠となる。「信託公社は、自立意識と豊富な経験を有する新経営陣を配備し、強靱なる専門家を監査役会と取締役会に捜求することで所属企業を支援した<sup>45)</sup>」と信託公社自ら断言しているように、ここにおいても、その強力な支援を看取しうる。

取締役会役員捜討に関する法的根拠が、「信託公社管理企業の取締役公募に関する法律(Gesetz über die Ausschreibung der Stellen der Geschäftsführer bzw. Vorstandsmitglieder in den durch die Treuhand verwalteten Unternehmen)」(1990年9月13日)である。

同法は、「転換及び解体により生じた旧コンビナート、コンビナート企業、さらに企業の全企業に<sup>46)</sup>有効である」と明記し、「該当する企業の取締役のすべての職位は即刻公募されねばならない<sup>47)</sup>」とした。しかしながら同時に、「採用は信託公社の予備審査方法に従って行なわれる。予備審査委員会

44) Karl Lichtblau, a. a. O., S. 21.

45) Treuhandanstalt, Entschlossen Sanieren Die Rolle der Treuhandanstalt beim Umstrukturierungsprozeß in den neuen Bundesländern, Mai 1992, S. 7.

46) § 6 Gesetz über die Ausschreibung der Stellen der Geschäftsführer bzw. Vorstandsmitglieder in den durch die Treuhand verwalteten Unternehmen: in GBl. DDR, Berlin, den 26. September 1990, S. 1567.

47) § 2, Ebenda, S. 1567.

は、信託公社の代表者、事業所委員会、さらに連邦・州・郡の代表者により均等に構成される<sup>48)</sup> (傍点は引用者) と併記してあり、形式上は「公募」形態を取りながらも、予備審査方法を掌握する等、実質的には信託公社の強力な影響力は否めない。この点は信託公社も自認しており、「従業員の信頼を喪失せしめた政治的影響力の強い役員を交替させ、東独及び西独の新経営者が獲得された。特に企業財務分野、マーケティング分野の専門家が探究されなければならなかった。……かくて数千に及ぶ専門家が獲得されたのである。これは財務的支援と並んで企業に対する最重要支援である」<sup>49)</sup> (傍点は引用者) と自負している。

また信託公社は数ヶ月以内に500以上の監査役会を設立している。この際、信託公社は特に監査役会会長の決定に大きく関与し、監査役会会長として、退職後の旧西独出身のトップマネージャーを招聘した。550名の監査役会会長のうちほぼ全員が旧西独出身者であるという。

彼らの多くは、当分野での長年に及ぶ経験の活用と企業再建に対する意欲という動機に基づき、取締役会と共に危機克服のために尽力し、その結果、監査役会会長の能力と経験が市場経済の経験とその専門的知識が欠落した旧東独出身の取締役を補強するのに役立った。従って、本来ならば取締役会の業務執行を監査するはずの「監査役会」と、自己責任において企業業務を執行するはずの「取締役会」の職務分割は曖昧模糊状況に陥ったという<sup>50)</sup>。しかし、信託公社が監査役会、就中監査役会会長に対し強力な権限と地位を賦与したことで彼らは積極的に企業の再構築に取り組むことができたし、従って、所有者たる信託公社は民営化業務に集中し、専念できたことも事実である。

信託公社は、「迅速なる民営化 (schnelle Privatisierung), 断固たる刷新 (entschlossene Sanierung), 慎重な操業停止 (behutsame Stilllegung)」をいわゆる自らが遂行すべき三大業務と位置づけているが、このうち企業経営の刷新のために信託公社が利用しうる方法として信託公社職員による直接的支援がある。ところが信託公社職員による直接的支援は飽くまで経営刷新の「随伴」<sup>51)</sup> にすぎず、換言するならば彼らは刷新過程全般の遂行者ではない。かと言って、信託公社がすべての旧東独企業の取締役 (=刷新過程の遂行者) に旧西独出身の人材を投入するのも不可能であり、加えて企業の自己刷新を阻害する重要な諸点、すなわち「市場と市場経験の欠落、市場経済的経験の欠落した経営陣、資本金の欠落、ノウハウの欠落」<sup>52)</sup> が存在した。従って、取締役会と監査役会に課された「刷新遂行」に際し、外部機関、すなわち経営コンサルタントと銀行の意義と役割を看過するわけにはいか

48) § 4, Ebenda, S. 1567.

49) Treuhandanstalt, Entschlossen Sanieren, a. a. O., S. 7.

50) Joachim Schwalbach, a. a. O., S. 191.

51) この刷新の随伴とは具体的には企業計画書の準備・審査・議論・共同作成・承認、並びに Umsetzung の追跡、万一の変更を意味する。この点については、Treuhandanstalt, Handbuch, "Aufgabenspektrum und Lösungswege", 1993, Teil II, S. 2. を参照されたい。

52) Ernst Schraufstätter, Privatisierung durch die Treuhandanstalt Unternehmensstrategien und ihre Bewertung: in Zeitschrift für Betriebswirtschaft, 1993, S. 91.



ない。

「企業収益の改善並びに刷新プログラムに関し、適切な場合には外部のコンサルタント会社が動員されなければならない<sup>53)</sup>」との信託法の条文を法的根拠として、専門的経営知識と経営能力の欠落に伴う刷新実行上の不備を補足するために経営コンサルタント会社の利用が可能となった。経営コンサルタント会社への業務委託は企業の発案によっても、また信託公社の発案によっても行なわれる<sup>54)</sup>という。

資本金の欠落を補填すべく旧東独企業の刷新に積極的に参加しているのが銀行であり、その主たる介入方法は資金の提供、すなわち融資である。

旧西独の金融機関は一気呵成に旧東独地域に単独、或いは合併形態で進出し、1992年3月末まで750支店、同年末までには864支店を設立している<sup>55)</sup>。例えば、ドイツ銀行 (Deutsche Bank) の取締役ホルスト・ブルガルト (Horst Burgard) は旧東独への進出について次のように述べている。すなわち、「壁開放後ドイツ銀行の従業員チームが旧東独企業、機関に対し西側経済のノウハウを供与し、我がドイツ銀行ベルリン子会社は西ベルリンの77支店を整理統合し、東ベルリンに7支店を設立した。1990年6月、ドイツ銀行は、ドイツ信用銀行 (Deutsche Kreditbank) と合併で Deutsche Bank-Kreditbank AG を設立し、ドイツ信用銀行の支店と人材の一部を投入したものの旧業務の導入は実施しなかった。当措置は、我々に、1990年7月1日の経済・通貨統合の発効に伴う、旧東独全域の145支店の銀行業務全領域に及ぶ活動開始を可能にしてくれたのである。ドイツ銀行が新たに責任資本 (Haftkapital) に7億DMを導入し、Deutsche Bank-Kreditbank AG に対する持ち分を84%に上昇しえた後、旧州と新州における異質状態の統一は、我々の業務活動においても明明白白となった。1990年12月、我々の東独子会社、Deutsche Bank-Kredit AG は合併し、Deutsche Bank AG となった。そのことで今や新5州にある Deutsche Bank-Kreditbank AG の160支店すべてがドイツ銀行のものとなった。合併により我々は、新5州地域においても、充全なる自己責任の下、長年旧西ドイツで培ってきたあらゆる経験を発揮する前提条件を創出する。本年 (1992年) 3月、我々の全顧客に対し、包括的助言・相談のためドイツ全域に渡る支店網を完備するために Deutsche Bank Berlin AG も Deutsche Bank AG に編入されることになっている<sup>56)</sup>」という。他方、ドレスナー銀行は、経済・通貨統合の開始と同時に107支店網をすでに利用しているが、うち72支店は、旧東独国立銀行の後継会社である Deutsche Kreditbank と共同設立し、やがてこれを引き継ぎ、合併し、

53) § 9 Abs. 3. THG, a. a. O., S. 302.

54) Joachim Schwalbach, a. a. O., S. 192.

55) この点については Bundesverband deutscher Banken, Die privaten Banken in den neuen Ländern Entwicklung und Perspektiven, März 1993, S. 3. の Tabelle 1: Anzahl der Geschäftsstellen in den neuen Bundesländer を参照されたい。

56) Burgard Horst, Die Deutsche Bank-Gruppe in den fünf neuen Bundesländern, 1992, S. 5~S. 6.

表5 1990年6月から12月までの新州  
における金融機関の業務量の動向

(単位：10億DM)

	商業銀行	貯蓄銀行	信用協同組合	その他の銀行グループ	すべての銀行グループ
6月	233	107	24	191	555
7月	249	107	25	195	575
8月	256	101	29	198	583
9月	254	100	29	206	589
10月	247	98	29	206	580
11月	242	99	28	204	574
12月	240	102	29	202	573

Quelle : Deutsche Bundesbank

出所 : Deutsches Institut Für Wirtschaftsforschung, Wochenbericht 12/91, S. 135.

表6 西ドイツ三大銀行の新州における役割 (a)

	支店数	従業員数 (人)			業務量 (10億DM)
		総数	東 (b)	西 (c)	
ドイツ銀行	156	8800	7800	1000	16
ドレスナー銀行	107	4500	3500	1000	10
コメルツ銀行	50	550	100	450	2
統計	313	13850	11400	2450	28

(a) 1990年末状況

(b) 新州で募集、或いは前金融機関から引き継いだ従業員

(c) 西ドイツ地域より派遣された従業員

Quelle : Handelsblatt

出所 : Deutsches Institut Für Wirtschaftsforschung, Wochenbericht 12/91, S. 136.

Dresdner Bank Kreditbank <sup>57)</sup> としている。

表5には1990年6月から12月までの業務量 (Geschäftsvolumen) の金融機関グループ別内訳が示されている。同期間中、毎月ほぼ同額 (5500~5900億DM) の業務量が計上されており、うち毎月の全業務量の約41~44%を占めているのが商業銀行である。それに比較し、毎月の全業務量に占める貯蓄銀行の比率は約17~19%と低くなっている。

さて、商業銀行のうち、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行のいわゆる3大銀行による新州での1990年末までの支店数、従業員数、さらに業務量が表6より理解できる。1990年3月末ま

57) Dresdner Bank AG, Die Dresdner Bank in den neuen Bundesländern, September 1993, S. 1.

表7 民間銀行の旧東独所在支店による新州の個人・企業向け融資

	1990年末		1991年末		1992年末	
	金額 (100万マルク)	比率(%)	金額 (100万マルク)	比率(%)	金額 (100万マルク)	比率(%)
総計	22964	100	49415	100	73496	100
1. 個人向け融資	1778	8	7243	15	15322	21
うち 住宅建設融資	240	1	1741	4	4178	6
うち 信用出資	204		1447		3239	
2. 企業向け融資	21186	92	42172	85	58174	79
うち						
2.1 信用出資	18306	80	34952	71	47934	65
うち						
2.1.1 信託公社所有企業	13557	59	20618	42	18683	25
うち { 国家保証付き	12771		18993		16372	
国家保証なし	786		1625		2311	
2.1.2 非信託公社所有企業	4749	21	14334	29	29251	40
うち { 国家保証付き	691		2117		1990	
国家保証なし	4058		12217		27261	
2.2 中規模融資	4598	20	8786	18	12502	17
(500万マルクまでの融資)						

出所：Eine Information des Bundesverbandes deutscher Banken, Die Privaten Banken in den neuen Ländern, März 1993, S. 4.

での旧東独における全金融機関の支店数が750であり、1990年末時点の3大銀行のみの同地域における出店数が313支店であることを考えると、商業銀行、就中3大銀行の積極的進出を看取しうる。3大銀行のうち、支店数156、従業員総数8800、業務量160億DMとすべての指数において突出しているのがドイツ銀行である。それに対し、コメルツ銀行は出遅れが目立ち、支店数50、従業員総数550、業務量20億DMと、すべての項目において低水準である。

次に、企業刷新における銀行の中心的介入方法、すなわち融資状況を分析しよう。表7は、旧東独に進出した民間銀行の支店（旧東独所在）による新州の個人向け及び企業向け融資の動向・推移を示している。旧東独融資には、この他民間銀行旧東独支店・本店からの融資もあり、従って民間銀行による移転資金総量は同表の総計を上回るのは確実であり、この点に留意しなければならないが、1992年の融資総額は734億9600万DMであり、1990年の229億6400万DMの3倍を超えている。その内訳、特に「国家保証なし融資」に注目すると1991年から翌1992年にかけて138億4200万DMから295億7200万DMへと2倍以上の増大である。これは「国家保証付き融資」の総額が同期間、211億1000万DMから183億6200万DMへと逆に減少しているのとは極めて対照的である。次に、「企業向け融資」の「信託公社所有企業」と「非信託公社所有企業」の両項目の内訳を考察する。「非信託公社所有企業」のうち「国家保証なし」が93%（1992年）を占めている。それに対し、同年、「信託公社所有企業」の「国家保証なし」は僅か12%にすぎない。絶対額の比較にしても、23億円1100万DMであり、「非信託公社所有企業」の「国家保証なし」の272億6100万DMの10分の1にも満たない。これは、民間銀行が自己リスクに基づく信託公社所有企業への融資にいかにか消極的であるか、つまり取りも直さず、その後の信託公社所有企業経営の苦境を暗示すると言って差し支えない。